

世田谷区選挙事務補助（会計年度任用職員）登録者募集要領

1 職務内容

選挙事務全般の補助（書類作成、郵便物整理・発送、物品整理・搬送等の補助）

2 登録資格

以下の条件を満たす方

・選挙事務補助の職務を遂行するにあたり、健康で職務に意欲のある方

※ 以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【参考：地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3 登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※年度の途中で申し込まれた場合は、受理日から令和9年3月31日まで

4 勤務条件等

(1) 任用期間

各選挙につき、選挙期日の公示又は告示日の35日前から選挙期日の2日後まで【選挙事務補助A～E共通】

※急な解散等に伴う選挙執行の場合、任用開始日が選挙期日の公示又は告示日の35日前以降となる場合があります。

(2) 勤務日数（土・日・祝日を含む）

選挙事務補助A 任用期間中20日

選挙事務補助B 任用期間中15日

選挙事務補助C 任用期間中10日

選挙事務補助D 任用期間中 8日

選挙事務補助E 任用期間中 5日

勤務日数・勤務日について

・任用期間のうち、選挙事務補助A～Eの区分による所定日数を勤務いただきます。希望する勤務日数に応じ、区分を選択してください（複数選択可）。また、「世田谷区選挙事務補助（会計年度任用職員）登録申込書兼履歴書」の希望勤務日数欄に選択した区分を必ず記入してください。

・勤務日については、面接（登録者のうち、面接実施通知が届いた方のみ）における意向などを踏まえ、採用決定後に調整します。

・1週間（日～土）における勤務日数は4日を超えない範囲で指定します。

(3) 勤務時間・休憩時間

1日4時間勤務（休憩時間なし）

勤務時間帯について

・選挙期日の公示又は告示日から前と公示又は告示日以降で勤務時間帯等が異なります。詳細は、「世田谷区選挙事務補助（会計年度任用職員）勤務時間帯例」をご参照ください。

(4) 勤務場所

- ・世田谷区選挙管理委員会事務局（世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟4階）
- ・大会議室（世田谷4-22-35 世田谷区役所第2庁舎4階）

(5) 報酬

日額6,282円（地域手当相当分含む。）

※交通費別途支給（上限月額55,000円）。

※報酬の支払いは月単位となります。勤務した月の勤務日数に応じた額を翌月に支払います。

例) 5月に4日勤務→4日×6,282円=25,128円を6月に支払い

【参考：任用期間を通じた総支給額】

選挙事務補助A 125,640円

選挙事務補助B 94,230円

選挙事務補助C 62,820円

選挙事務補助D 50,256円

選挙事務補助E 31,410円

※いずれも地域手当相当分含む。

(6) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険

該当なし

(7) 公務災害補償等

公務災害補償等の適用あり

(8) 休日

勤務が指定されていない日

(9) 休暇等

詳細はお問い合わせください

(10) その他

- ・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となるため、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。
- ・年度をまたいで業務が生じる場合、任期は年度末までとなりますが、勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。
再度の任用があった場合の所定の勤務日数は、区分に応じて、前年度から通算した日数をなります。

5 登録方法・申込期間

(1) 登録方法

「世田谷区選挙事務補助（会計年度任用職員）登録申込書兼履歴書」および「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「9 問い合わせ先（申込先）」へ郵送または持参にてご提出ください（申込書類の記入にあたっては、全て自書してください）。

欠格事由に該当する方等を除く全員を「採用候補者名簿」へ登録します。

※名簿への登録は、会計年度任用職員としての採用を保証するものではありませんので、ご注意ください。

※提出された申込書類は、選考および任用目的以外には使用いたしません。また、採用の可否に関わら

ず返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申込期間

登録の申込は随時受付しております。

※持参による申込の場合は、午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）。

6 選考方法及び結果

選挙執行の都度、必要に応じて選考を実施します。

〔選考の流れ〕

- ・登録者全員の書類選考を実施の上、書類選考合格者に対し面接実施通知を送付します。
複数区分を申し込まれた場合は、いずれかの区分で面接を実施します（区分は通知文へ記載）。
- ・面接により採用の可否を決定し、合格者に対し採用決定通知を送付します（面接の結果、不合格となった場合は不合格通知を送付します）。

※名簿へ登録されていても、必ずしも面接が実施されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

7 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）

8 その他

- ・個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理します。
- ・選考結果に関する問い合わせには、回答致しかねますので、あらかじめご了承ください。

9 問い合わせ先（申込先）

世田谷区選挙管理委員会事務局

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟4階

電話：03-5432-2751 FAX：03-5432-3045

令和8年度執行予定の選挙

- ・該当する選挙は予定されていません。

令和9年度執行予定の選挙

- ・世田谷区議会議員・区長選挙（投票日：未定）

投票日は令和9年4月下旬が想定されるため、令和9年3月から任用する予定です。

そのほか、年度内に急な選挙の執行が生じた場合は、改めて採用選考を実施いたします。

世田谷区選挙事務補助（会計年度任用職員）勤務時間帯例

任用期間中に所定の日数を勤務していただきます。
※勤務日・勤務時間帯については、採用決定後に調整させていただきます。

公・告示日 35日前	公・告示日 34日前	公・告示日 33日前	公・告示日 32日前	公・告示日 31日前	公・告示日 30日前	公・告示日 29日前
公・告示日 28日前	公・告示日 27日前	公・告示日 26日前	公・告示日 25日前	公・告示日 24日前	公・告示日 23日前	公・告示日 22日前
公・告示日 21日前	公・告示日 20日前	公・告示日 19日前	公・告示日 18日前	公・告示日 17日前	公・告示日 16日前	公・告示日 15日前
公・告示日 14日前	公・告示日 13日前	公・告示日 12日前	公・告示日 11日前	公・告示日 10日前	公・告示日 9日前	公・告示日 8日前
公・告示日 7日前	公・告示日 6日前	公・告示日 5日前	公・告示日 4日前	公・告示日 3日前	公・告示日 2日前	公・告示日 1日前
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間は午後1時～午後5時（4時間）※休憩なし ●勤務場所は主に選挙管理委員会事務局 〔留意事項〕 ・急な解散等に伴う選挙執行の場合、任用開始日が選挙期日の公示又は告示日35日前以降となる可能性があります。また、任用初日から大会議室にて勤務していただく可能性があります。 ・区議・区長選の場合、告示日の6日前から大会議室にて勤務していただきます。 					

公・告示日

①	①	①	①	①	①	①
②	②	②	②	②	②	②
③	③	③	③	③	③	③
①	①	①	①	①	①	①
②	②	②	②	②	②	②
③	③	③	③	③	③	③
①	①	①	投票日	投票日1日後	投票日2日後	
②	②	②	①	①	①	
③	③	③	②	②	②	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間は以下のとおり 【公示日又は告示日以降から投票日前日まで】 ①午前9時30分～午後1時30分 ②午前10時～午後2時 ③午後1時30分～午後5時30分 【投票日から投票日2日後まで】 ①午前9時～午後1時 ②午後1時～午後5時 ●勤務場所は主に大会議室 〔留意事項〕 ・衆院選の場合、勤務時間は午後2時～午後6時の枠を追加した4枠となります。 ・公・告示日から投票日までの期間は選挙によって異なります。 					